

明石市骨髄等移植ドナー支援事業の開始

公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血管細胞提供あっせん事業（以下「骨髄バンク事業」という。）を利用して、骨髄又は末梢血管細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者（以下「ドナー」という。）に対し、助成金を交付する事業を令和3年4月1日より開始しています。

助成制度を導入することにより、ドナー登録者の増加及び骨髄等移植の推進を図ります。

1 事業概要

(1) 助成対象者

- ① 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で、骨髄等を提供した方
- ② 骨髄等を提供した日が令和3年4月1日以降であり、かつ、骨髄等を提供した日及び当該助成金交付に係る申請を行った日において市内に住所を有する方

(2) 対象となる助成内容及び金額

骨髄等の提供に係る通院、入院に要した日数に2万円を乗じて得た金額

(3) 助成上限

1回の提供につき20万円

(4) 申請方法

骨髄等を提供した日から1年以内に、申請書及び骨髄バンクが発行する骨髄等を提供したことを証する書類等を申請

詳しい内容については、明石市HPに掲載

(<https://www.city.akashi.lg.jp/kansentaisaku/h-soumu/20210614.html>)

(5) 負担割合

市50%、県50%

2 今後の予定

関係団体、支援団体へのチラシの配布及び献血併行型ドナー登録会の実施

問い合わせ：保健総務課 電話 078-918-5414（内線 8003、8004）

明石市骨髄等移植ドナー支援事業

骨髄移植は、白血病等の難治性血液疾患に有効な治療法で、骨髄等を提供するドナーの善意により支えられています。

骨髄等を提供する際には、**概ね 10 日間の入通院が必要**になります。

明石市では入通院に対する精神的、身体的負担、仕事を休むことへの抵抗感や経済的不安を軽減するため、**骨髄等提供者の方に明石市骨髄等移植ドナー支援事業助成金を交付**しています。



対象

次の2つの条件両方に該当する方

- (1) 公益社団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業においてドナーとなった方
- (2) 骨髄等を提供した日が令和3年4月1日以降であり、骨髄等を提供した日及び申請日時点で市内に住所を有する方



助成金額

次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）日数に2万円を乗じて得た額。

* 1回の骨髄等の提供につき20万円を上限とします。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 自己血貯血のための入院
- (3) 骨髄等の採取のための入院
- (4) その他、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院



申請方法

申請書類を骨髄等提供日から1年以内に保健総務課窓口までご提出ください。
申請書類については明石市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.akashi.lg.jp/kansentaisaku/h-soumu/20210614.html>)

<問合せ先>

明石市感染対策局あかし保健所 保健総務課
〒674-0068

明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

TEL : 078-918-5414 FAX : 078-918-5440

